

同好会活動の手引き

1. 同好会の設立、承認更新、解散等

A 同好会の設立課程

(1) 同好会設立条件

同好会の設立を希望する場合は、原則として次の各項に掲げる要件を充足していなければならない。

- ① 学友会の目的に反していない規則を制定している。
- ② 構成人員が5名以上である。
- ③ 収益を目的としていない。
- ④ 顧問が1名以上いる。
- ⑤ 入退会が自由である。

(2) 同好会設立申請

同好会の設立を希望する場合は、所定の「同好会設立申請書」を学友会本部に提出しなければならない。学友会本部はこの「同好会設立申請書」を諮問し、その可否を決定する。

B 同好会の承認更新

同好会は、以下の書類を所定の期日までに学友会本部に提出しなければならない。なお、期日までに書類を提出していない場合、その同好会は消滅したものとす。

提出書類

課外活動団体承認更新届

役員・責任者名簿

課外活動構成員名簿

年間活動計画報告書

注) 構成員に関する変更があった場合は、その都度構成員名簿を学友会本部に提出すること。

なお、この期日内に提出できない場合は、学友会本部に提出できない理由を報告すること。

C 同好会の休会、解散

(1) 同好会の休会

同好会が、止むを得ない理由により、休会を希望する場合、書式自由の「休会届」を学友会本部に提出しなければならない。この場合、学友会本部では最長2年間の休会を認める。また、2年経過後も正常な同好会活動が出来ない場合は、解散したものとみなす。

(2) 同好会の解散

ア 同好会が止むを得ない理由により、解散をする場合は、書式自由の「解散届」を学友会本部に提出しなければならない。

イ 同好会がその活動において学友会則や規定などを違反した場合、また、公序良俗を乱した場合、学友会会長は休会もしくは解散を命じることができる。

D 同好会活動の権利義務

同好会は、原則として学内及び学外において、所定の手続きを経てクラブに準じた課外活動を行なう権利あるいは制約を受ける義務を負うものとする。

E 活動報告

同好会は、「月間活動報告書」を、毎月10日までに学友会本部に提出しなければならない。

F その他

(1) 予算及び部室割当

承認された同好会に対しては、原則として予算配分及びクラブハウスの部室割当ては行なわない。

(2) 学友会の管理する設備及び備品の貸与

同好会は、クラブハウス棟の会議室や学友会の管理する備品を貸与することが出来る。

2. クラブ（部）への昇格申請

A クラブ（部）への昇格課程

(1) クラブ（部）への昇格条件

クラブ（部）への昇格を希望する場合は、次の条件を充足していなければならない。

①以下の要件を充足している

- a 学友会の目的に反していない規則を制定している。
- b 構成人員が10名以上である。
- c 収益を目的としていない
- d 顧問が1名以上いる
- e 入退会が自由である

②同好会として2年以上の活動を継続していることが証明されている。

③過去の活動実績が活発であった。

④昇格の手続きが所定の期日までに完了している。

(2) クラブ（部）への昇格申請

同好会がクラブ（部）への昇格を希望する場合は、所定の「クラブ（部）昇格申請書」を学友会本部に提出しなければならない。学友会本部は、この「クラブ（部）昇格申請書」を体育部協議会本部あるいは文化部協議会本部に諮問し、翌年度の学友会総会の承認を得て、その可否を決定する。

3. 連絡事項について

学友会本部からの連絡は掲示板、メール又は電話で連絡いたします。

基本的には部長宛のアドレスのほうにメールでのご連絡という形をとります。

同好会で各役職に付いた方は携帯のメールアドレス又は電話番号を変更した場合は学友会本部までご連絡ください。

連絡先 mail:gakuyuu1583@yahoo.co.jp

TEL:046-242-6401